玉からみた「伝世」
—緑色凝灰岩製勾玉を例に—

大賀　克彦

はじめに

近年、考古学において器物の伝世現象に注目が集まっている。その結果、器物の伝世現象が予想以上に一般的であることや、様々な伝世プロセスが存在することが明らかとなってきた。玉類を対象とした研究も少なくない［大賀 2005・2013、福島 2014、井谷 2019、谷澤 2020・2021・2022、吉田・比佐 2021 など］。しかし、これらの研究においては、認識が可能であった種類の玉が個別的に考察されており、一般的な様相の把握を目的としたものではない。一方で、銅鏡研究においては、当初より伝世の意義までを見通した成果が挙げられてきたが［小林 1955 など］、考古資料としての特性に起因する不確実性からか、同意し難い主張も少なくない。本稿では、考古資料としての玉の利点を効果的に活用することを念頭に置きながら、古墳時代における器物の伝世に関する一般的なモデルの構築を試みてみたい。

1．「伝世」概念と認識方法

「伝世」の意義を考えるためには、「伝世」を概念的に定義するとともに、その「伝世」概念に該当する「伝世品」をどのように抽出するか、明確にしておく必要がある。従来は、疑問の余地のない伝世品に注目することで、分析手順を省略してしまう場面が多かったことから、本稿では順を追った検討を行いたいと思う。

まず、先行研究における「伝世」概念を瞥見して、問題の所在を確認しておく。例えば、岩永［1987］は、「伝世品とは、大雑把に定義すれば、世代を越えて意図的に伝えられた器物のことである」［p.458］と述べる。その上で、伝世期間における器物の取り扱いと伝世の開始および途絶のタイミングの組み合わせから「伝世品」の類型化を行い、存在する可能性が小さいものを除いた３つの類型を抽出している。ただし、考古学的に興味深い問題となるのはただ一つの類型のみであり、考古学的な諸現象の中での詳細な類型化を試みたものではない。岩永による定義において注意しなければならないのは、「世代」が人口統計学的な概念として使用されている点である。すなわち、広く同意を得やすい程度の長期間を区切る指標として「世代」が利用されているだけで、その長さ自体に特別な優先性は存在しないし、「世代」が示す実際の時間幅が大きく変動することもない。生物学的な制約を考えれば、「世代」が 30 年を大きく超えることは考えられないと思われる。

一方、近年、考古学における伝世現象への注目を引き起こす契機となった森下［1998］も、「伝世とは一世代を越えて物の保有・使用が継続することである」［p.3］(1) と一見、同様な定義を掲げる。しかし、「伝世と表現される年代幅には、世代を越えることを示す場合と単なる長期間を示す場合とがある」［p.3］や「人の寿命はさまざまであるから、よほど年代幅がある場合でなければ、世代を越えたかどうかは確認しにくい」［p.3］と述べるように、森下による「世代」概念は個々の個人における多様な人生の時間幅が念頭に置かれている。「伝世」概念は長期間であることよりも、所有者の死亡による交代の方が重視されているのである。

また、「伝世品」の認定方法としては、「推定される製作年代とその廃棄・埋納・副葬年代との間に考古学的にずれが認められる場合、たとえば土器ならば一型式、古墳の副葬品ではその組み合わせによって設定される一様式以上の開きがある場合を一律に長期保有と呼ぶ。そしてこのずれが大きければ大きいほど、伝世の可能性が高いものと判断する」［pp.3-4］や、「長期保有期間が50年以上におよぶ場合は、伝世の確実性が高いとみなしてよいだろう。この年代幅は、一世紀をほぼ四つに分ける現在の古墳編年によれば、間に二つ以上の小様式をはさむ時間幅と換算できる」［p.4］と述べられている。しかし、必ずしも「長期保有」の中で特に長期に及ぶのが「伝世」なのではなく、あくまでも確実な「伝世品」を間接的に抽出するための手法として、「長期保有」が利用されているだけである点は見逃すべきではない。

ただし、本質的な意味での「伝世」が所有者の死去を契機として、それと認識されるようになるという暗黙裡の前提には問題がある（2）。器物の所有者の交代はより頻繁に行われていた事象であったかもしれないからである。森下は、「このように表現される伝世例は、実際におこなわれた伝世のごく一部となる。したがって、長期保有としか認識できない例の中に伝世例が潜在していることに留意しておきたい」［p.4］と付記するが、所有者の死去以外を契機とした所有者の交代が常態として存在するのであれば、限定された確実な「伝世」から構築されたモデルが一般性を持つとは考え難い。

森下による枠組みと評価を継承していると表明している下垣［2013・2018］の区分にも触れておこう。下垣は、銅鏡が製作されてから副葬されるまでの「保有期間」の長短に関して、時期区分の枠組みに対して製作時期と同じ段階に副葬されたものを「保有期間「無」」、１段階のずれが存在するものを「保有期間「小」」、２段階のずれが存在するものを「保有期間「中」」、３段階以上のずれが存在するものを「保有期間「大」」とした上で､後２者についてそれぞれ「中期保有」「長期保有」と仮称する。その上で、「中期保有」例に関しては被葬者の多くが老年に達していて、相対的に長かった活動期間が時期差の原因であると考えたのに対して、「長期保有」例に関しては被葬者の死亡年齢が一定せず、集団内で継承されてきた銅鏡が副葬されたものであると判断している。ただし、「保有期間「大」」が伝世事例であると表記することは慎重に避けている。

以上の検討から、「伝世」概念には必ずしも一致するとは限らない、二つの含意が存在することが確認できる。両者が矛盾する可能性がある以上、いずれを重視するかは判断されなければならない。結論的に言えば、「長期保有」という認識抜きで、「世代を越える」という認識が困難であることや、同一の「世代」内における器物の所有者の交代という事態を想定しておく必要性を考えるならば､「伝世」概念は時間経過を優先した定義である方が操作的な利点が大きいと考えている。

ただし、考古学的に取り扱うべき資料の中は、製作時期を現在の時期区分の枠組みに対して１段階に限定できないものも多い。この点は､一般的な｢伝世｣概念を定義する上で軽視することができない。時間経過を実体的に見積もるという手続きが、許容不可能な程度の誤差を生じさせることを意味するからである。すなわち、多くの資料に適用可能な指標として、製作の終焉以降における出土例であるという認識を出発点としたい。ただし、この判断の可否を a priori に決定しておく必要はない。有利な条件を具備した考古資料によって経験的に検証することが可能だからである。本稿には、そうした検証作業としての目的も含まれている。

森下による理解において、もう一つ大きな問題となるのは、古墳時代の器物、特に銅鏡が特定の首長系譜によって集団的に保持されていたために、しばしば伝世品を発生させると考えている点である［森下 1998・2022］。こうしたパターンが、全く存在しなかったとまで否定する必要はないが、一般的なものであったと考えることは、周知されている首長墓系譜の不安定性と齟齬をきたすように思われ

る[3]。付言するならば、倭王権による器物の長期保有は、個々の地域集団による長期保有と同列に扱うことができない。倭王権は根本的に「制度」であるため、それを保持する実体的な集団に交代が存在したとしても、器物が連続的に保持され得ると想定できるからである。器物の保有主体が個人か首長系譜のような特定の地域集団かという問題や、特定の地域集団によって安定的に保持されるという現象が一般的であったかという問題に関しても、以下で検討してみたい。

２．対象資料と生産の様相

伝世における一つのモデルパターンを構築するための資料として、本稿では緑色凝灰岩製の勾玉を取り上げる。緑色凝灰岩製の勾玉は生産地が明確で、製作時期が短いために、製作から副葬に至るライフサイクルが明確であるという利点が存在するからである。また、色調が類似する碧玉製勾玉と比較しても出土個数が圧倒的に少なく、一定の統計学的な有意性を確保しつつ、網羅的な把握が可能であるという適度な資料数のスケールを持つ点も指摘できる。管見に触れた事例は表１にまとめた 75 基の古墳から出土した総数 112 点である[4]。大部分は実見によって確認した資料であるが、一部は報告書の記述から判断した。代表的な事例を図１に示す。

（1）形態的特徴

素材となる緑色凝灰岩は変成度が低く、淡緑色で比較的均質な石質を持つものが一般的に利用されている。そのため、風化の影響を強く受けて、本来の形状を失っているものも少なくない。しかし、完存する個体からみて、形態的な類似性は非常に高い[5]。

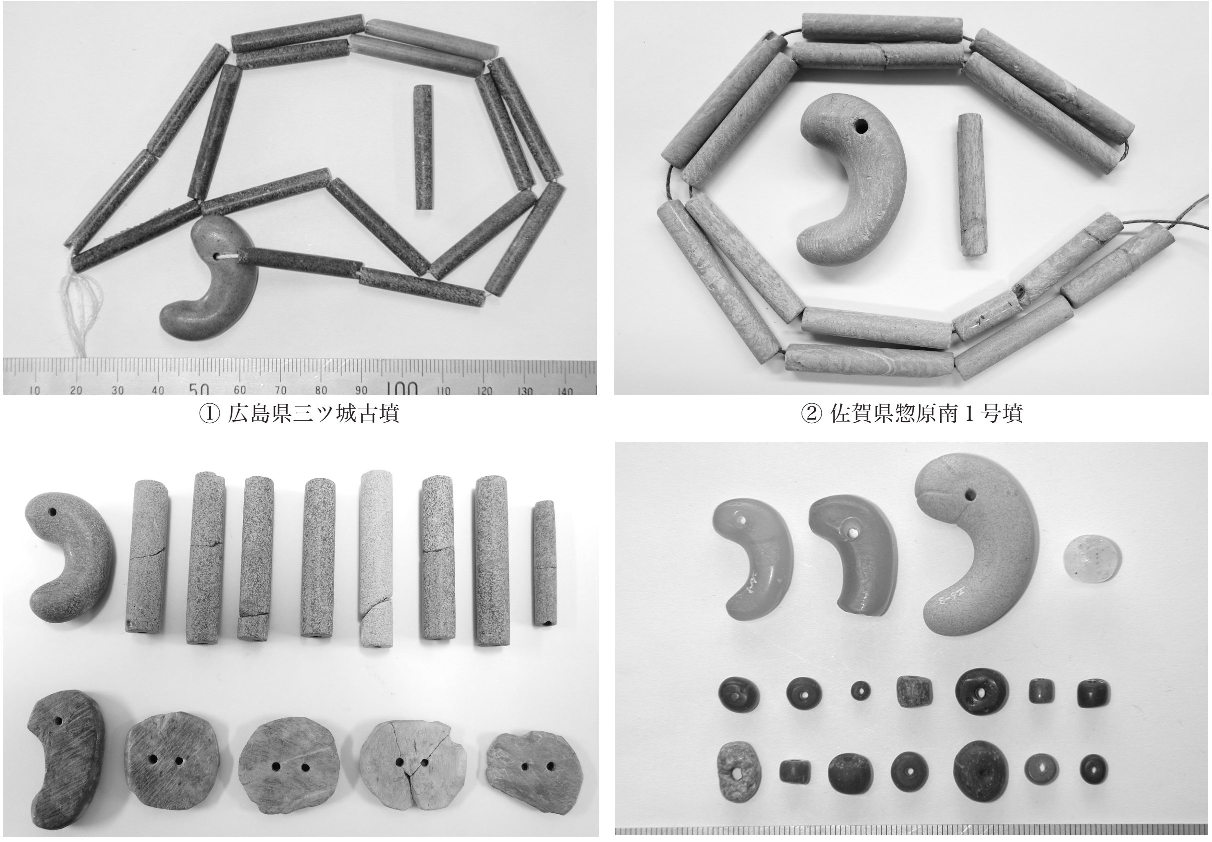

① 広島県三ツ城古墳
② 佐賀県惣原南１号墳
③ 大阪府御獅子塚古墳（緑色凝灰岩製勾玉は上段左端）
④ 兵庫県ヱノ田６号墳（緑色凝灰岩製勾玉は上段右側）

図１　代表的な緑色凝灰岩製勾玉の出土例

表１　緑色凝灰岩製勾玉の出土例一覧

遺跡	所在地		墳形	規模	埋葬位置	時期	出土数		共伴ガラス玉	玉組成	甲冑
							総数	丁字			
白石稲荷山古墳（西）	群馬県	藤岡市	前方後円墳	155 m	従属	中Ⅱ	2	(1)	様相７	●	
十二天塚北古墳	群馬県	藤岡市	円墳	22 m		中Ⅱ	1	(1)		●	
釣瓶落３号墳（１）	静岡県	藤枝市	方墳	９m	従属？	中Ⅰ～Ⅱ	2			△（＋）	
源ヶ谷４号墳	静岡県	掛川市				中Ⅰ～Ⅱ	1		様相７	△（＋）	
五ヶ山Ｂ１号墳（１）	静岡県	袋井市	円墳？	22 m？	中心	中Ⅱ	2		様相７	△（－）	
兜塚古墳	静岡県	磐田市	円墳	80 m		中Ⅰ～Ⅱ	1	(1)	様相７	●	
花ノ木２号墳（中央）	愛知県	豊川市	方墳	20 m	従属？	中Ⅰ～Ⅱ	1			△（＋）	
法土寺 19 号墳（１）	福井県	福井市	円墳	27 m	中心	中Ⅰ～Ⅱ	1			●	
森庵１号墳	三重県	伊賀市	円墳	約 10 m		中Ⅰ～Ⅱ	1	(1)		単独	
二の谷古墳	三重県	伊賀市	不明	不明		中Ⅰ～Ⅱ	1	(1)		●	
新開１号墳（北棺）	滋賀県	栗東市	円墳	約 35 m	従属	中Ⅱ	2		様相７	●	
妙見山 40 号墳（２）	滋賀県	高島市	方墳	11.7 m→ 12.4 m	中心	中Ⅰ～Ⅱ	1		様相７	●	
鏡山古墳	京都府	京都市	円墳	約 30 m		中Ⅰ	2				
宇治二子山北墳（西）	京都府	宇治市	円墳	40 m	従属	中Ⅱ	3		様相７	●	＋
金比羅山古墳（１）	京都府	宇治市	円墳	約 20 m	中心	中Ⅰ	1		様相３	●？	
内田山Ｂ２号墳	京都府	木津川市	方墳	14.5×13.5 m		中Ⅰ～Ⅱ	1			●（滑）	
案察使２号墳	京都府	亀岡市	円墳	約 12 m		中Ⅰ～Ⅱ	1				
今林６号墳	京都府	南丹市	方墳	22×15 m		中Ⅰ～Ⅱ	6		様相７	●	＋
岸ヶ前２号墳（３）	京都府	南丹市	楕円形	19×28.5 m	従属？	中Ⅱ	2		様相７	●	＋
私市円山古墳（２）	京都府	綾部市	造出付円墳	81 m	中心	中Ⅱ	3	(1)	様相７	●	＋
広峯 14 号墳（１）	京都府	福知山市	不整円墳	13×15 m	従属	中Ⅰ～Ⅱ	1			△（－）	
有明７号墳	京都府	京丹後市	不整卓状墓	７×13 m		中Ⅰ～Ⅱ	1	(1)		●	
赤尾熊ヶ谷３号墳	奈良県	桜井市	方墳	16×15 m		中Ⅰ～Ⅱ	1		様相７	△（－）	
新沢 48 号墳（南）	奈良県	橿原市	方墳	約 16 m	従属	中Ⅱ	1			●	
古宮谷１号墳（２）	奈良県	宇陀市	不明	不明	中心	中Ⅰ～Ⅱ	1			●	
豊中大塚古墳（１）	大阪府	豊中市	円墳	56 m	従属	中Ⅰ	1	(1)	様相７	●	
郡家車塚古墳（２）	大阪府	高槻市	前方後円墳	約 86 m	従属	中Ⅰ～Ⅱ	1	(1)	様相７	●	
盾塚古墳	大阪府	藤井寺市	帆立貝形墳	88 m		中Ⅰ	2	(1)		●	＋
鞍塚古墳	大阪府	藤井寺市	帆立貝形墳	48.5 m		中Ⅱ	6		様相７	●	＋
百舌鳥大塚山古墳（１）	大阪府	堺市	前方後円墳	168 m	従属	中Ⅰ	1	(1)	様相７	●	＋
新宮東山２号墳（２）	兵庫県	たつの市	方墳	12.5×14.5 m	従属	中Ⅰ～Ⅱ	2			●	
横山箱式石棺墓	兵庫県	西脇市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	1			△（－）	
長野木戸 12 号墳	兵庫県	丹波市				中Ⅰ～Ⅱ	1		様相７	△（＋）	
長野木戸 13 号墳（南）	兵庫県	丹波市			不明	中Ⅰ～Ⅱ	2			●（滑）	
馬場 17 号墳（東）	兵庫県	朝来市	方墳	23×18 m	不明	中Ⅱ	2		様相７	●	
茶すり山古墳（２）	兵庫県	朝来市	不整円墳	90 m	従属	中Ⅱ	2	(2)	様相７	●	
鋳物師池奥１号墳（１）	岡山県	総社市	未検出		不明	中Ⅰ～Ⅱ	1	(1)		△（－）	
三ツ城古墳（１）	広島県	東広島市	前方後円墳	92 m	中心？	中Ⅱ	1			●	
板迫山１号墳	広島県	山県郡安芸太田町	円墳	13 m		中Ⅰ～Ⅱ	1		様相６	△（＋）	
徳永Ｂ第３次Ⅳ区土壙墓 113	福岡県	福岡市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	2			●？	
津古永前２号土壙墓	福岡県	小郡市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	1		様相７	△（－）	
坂本（第１次）40 号土壙墓	福岡県	久留米市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	1		様相７	△（＋）	
鹿子島山４号墳	福岡県	八女市				中Ⅰ～Ⅱ	2	(2)		●	
山浦６号墳	佐賀県	鳥栖市	円墳	11± m		中Ⅰ～Ⅱ	1			●	
久保泉丸山２号墳	佐賀県	佐賀市	円墳	12 m		中Ⅱ	2		様相５	●	
惣原南１号墳	佐賀県	唐津市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	2		様相７	●	
クワバル１号箱式石棺墓	長崎県	対馬市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	1		未確認	●	
勘助野地５号土壙墓	大分県	中津市	未検出			中Ⅰ～Ⅱ	2		未確認	●	
草場第二遺跡 13 号方形墳（１）	大分県	日田市	方墳	14.2×12.2 m	中心？	中Ⅰ～Ⅱ	2	(2)		●	
神明社上１号墳（１）	静岡県	浜松市	円墳	27 m	中心？	中Ⅲ	2		様相７	●	
向山１号墳	福井県	三方上中郡若狭町	前方後円墳	47 m		中Ⅳ	2		様相９	●	＋
佐久米大塚山古墳	三重県	松阪市	帆立貝形墳	45 m？		中Ⅲ～Ⅳ	2	(1)			＋
塚越古墳	滋賀県	甲賀市	方墳	52 m		中Ⅲ	1				＋
離湖古墳（２）	京都府	京丹後市	方墳	43×34 m	従属？	中Ⅲ	1		特殊	●？	
兵家５号墳	奈良県	葛城市	方墳	9.5 m		中Ⅲ	4		様相７	●	
御獅子塚古墳（１）	大阪府	豊中市	前方後円墳	55 m	従属	中Ⅲ	1		様相７	●	＋
西光寺山古墳	大阪府	泉南郡岬町	円墳	10± m？		中Ⅲ～Ⅳ	1			●	
池の上Ｄ－３号石蓋土壙墓	福岡県	甘木市	未検出			中Ⅲ～Ⅳ	1		様相８	×	
島津・塚ノ元１号墳	福岡県	遠賀郡遠賀町	円墳	13 m		中Ⅲ	1		様相８	×	
迫原箱式石棺募	熊本県	合志市	未検出			中Ⅳ	1		様相９	×	
六野原 14 号地下式横穴墓	宮崎県	東諸県郡国富町	未検出			中Ⅲ～Ⅳ	1				
鎌切５号墳	三重県	津市	円墳	12 m		後Ⅰ～Ⅱ	1		様相９	×	
横山 14 号墳	三重県	名張市	円墳	12 m		後Ⅰ	1		様相９	×	
ヱノ田６号墳	兵庫県	豊岡市	円墳			後Ⅱ	1	(1)	様相９	×	
丹後平 23 号墳	青森県	八戸市	円墳	６m		後Ⅳ	1	(1)	様相 10	×	
清王１号墳	福井県	あわら市	円墳	16 m		後Ⅲ～Ⅳ	1		様相９-10	×	
明ヶ島 15 号墳	静岡県	磐田市	円墳	18-19 m		後Ⅳ	1		様相 10	×	
中平２号墳	静岡県	浜松市	不明	不明		後Ⅳ	1		様相 10	×	
波涛ヶ平３号墳	滋賀県	甲賀市	円墳	20 m		後Ⅲ～Ⅳ	1		様相９	×	
寺内 18 号墳（後円部）	和歌山県	和歌山市	前方後円墳	29 m	中心	後Ⅲ	1			単独	
大師山 10 号墳	兵庫県	豊岡市	円墳？	8-10 m		後Ⅲ～Ⅳ	1		様相 10	×	
大師山 11 号墳	兵庫県	豊岡市	円墳？	6 - 8 m		後Ⅲ～Ⅳ	1	(1)	様相９	×	
法恩地南古墳	広島県	安芸高田市	不明	不明		後Ⅲ～Ⅳ	1		様相９	×	
上八古墳	山口県	柳井市	円墳	７m		後Ⅲ～Ⅳ	1			×	
梅坂西ＳＴ 0190	佐賀県	鳥栖市	円墳	約 20 m		後Ⅳ	1			×	

側面形はＣ字形を呈し、腹部の抉りは深い。頭部 から尾部まで極めて滑らかに屈曲し、稜線などが全く残らないように研磨して仕上げられている。全長は 30 〜 35mm の範囲に約 2/3 の個体が集中する。全長が確実に 30mm 未満となるのは、変則的な形状を呈する新沢 48 号墳と、京都府宇治二子山北墳［宇治市教育委員会 1991］など数点しか存在しない。比較的大型で、法量的なまとまりが強い勾玉であると言える。穿孔は先端が鋭利な鉄錐による片面穿孔がほとんどである。形態や穿孔の特徴は、花仙山産の碧玉製や瑪瑙製の山陰系勾玉［大賀 2009］と共通する。ただし、緑色凝灰岩製勾玉の出現後の山陰では、緑色凝灰岩が玉の素材として全く利用されていないことから、緑色凝灰岩製勾玉を山陰系に帰属させることはできない。

緑色凝灰岩製勾玉の形態的特徴としてもう一つ注目すべき点は、丁字頭勾玉の比率が高い点である。管見に触れた事例の中で、丁字頭勾玉であることが確認できる個体は 22 点に達する。全面的な風化の影響で丁字の刻みの有無が確認できない個体も少なからず含まれていることから、全体の約 1/3 程度は丁字頭勾玉であったと考えられる。この比率は、古墳時代前期に製作された狭義のＯ型の翡翠製勾玉よりは若干低いが、様々な材質の勾玉の中ではかなり高いものである。

（２）製作時期

副葬時期が最も遡る事例としては、古墳時代中期の中Ｉ期[6]に比定される代表的な古墳である大阪府豊中大塚古墳［豊中市教育委員会 1987］、同・盾塚古墳［末永 1991］、同・百舌鳥大塚山古墳［森 2003］、京都府金比羅山古墳［京都府教育委員会 1965・2021］が挙げられる。一方で、副葬時期が古墳時代前期以前に確実に遡ると考えられるものは一例も存在しない。すなわち、緑色凝灰岩製勾玉の製作の開始時期は中Ｉ期に特定できるものと判断できる。

また、出土遺物が玉類に限定される事例も少なくないが、緑色凝灰岩製勾玉が副葬された事例の中で、49 基から出土した 80 点は中期前半（中Ｉ期〜中Ⅱ期）に比定できる。これは出土古墳数および出土個数ともに全体の約 2/3 に相当する。中期後半（中Ⅲ期〜中Ⅳ期）になると 12 基から 18 点が出土しているが、中期前半よりも明らかに急減している。その中には、中Ⅲ期に特定できる大阪府御獅子塚古墳（図１－③）［豊中市史編さん委員会 2005］や奈良県兵家５号墳［奈良県立橿原考古学研究所 1978］を含むが、確実に中Ⅳ期に降ると判断できる事例は、植物灰タイプのソーダガラス製小玉（Group SIIIB）[7]を共伴する福井県向山１号墳［若狭町 2015］および熊本県迫原箱式石棺墓［西合志町教育委員会・迫原箱式石棺調査団 1983］しか存在しない。以上の考察から、緑色凝灰岩製勾玉の製作時期は古墳時代中期前半に限定される可能性が高く、長めに見積もるとしても中Ⅲ期には製作が終了するものと考えられる。

（３）製作地

緑色凝灰岩製勾玉は、形態的特徴や穿孔技法から、山陰系に帰属する勾玉との類似性が高い。すなわち、緑色凝灰岩製勾玉の製作には山陰系の玉作工人の関与が示唆される。一方で、緑色凝灰岩製勾玉が製作された古墳時代中期前半においては、山陰地域の玉作遺跡では玉の素材として緑色凝灰岩は全く利用されていない。また、頭部に丁字の刻みを持つ丁字頭勾玉の比率が高いことも、山陰地域の玉作遺跡で製作されたという可能性に否定的な状況である。

一方、畿内周辺において、緑色凝灰岩製勾玉の未製品が出土した玉作遺跡がいくつか知られている。最も様相が単純な事例は大阪府長原遺跡 NG02 －８次調査である［財団法人大阪市文化財協会 2005］。長原遺跡では緑色凝灰岩製および花仙山産碧玉製の勾玉と管玉の未製品がまとまって出土している。

緑色凝灰岩と花仙山産碧玉が互換的に利用されていること、量的には緑色凝灰岩が卓越すること、製作される管玉の規格が明らかに前Ⅶ期〜中Ⅱ期を特徴付ける細長形であることが特徴である。ただし、当該事例では廃棄されたと考えられる石材の細片がほとんど伴わないことから、他の地点で加工された未製品が運搬中に遺棄されたものと考えられる。長原遺跡内で製作されたと断定することはできないが、近傍で加工された可能性は高い。

同様な生産内容を想定できる玉作遺跡として、奈良県十六面・薬王寺遺跡第31次調査区［田原本町教育委員会2015、清水2016］(8)を挙げることができる。長原遺跡と同様に、緑色凝灰岩製および花仙山産碧玉製の勾玉と細長形の緑色凝灰岩製管玉の製作が確認できる。溝や土坑から分散的に出土していることや、滑石製玉類の未製品が混在するなど、やや複雑な様相を呈する(9)。

他では、緑色凝灰岩製勾玉自体の未製品は確認されていないが、大型で古相の碧玉製勾玉や細長形の緑色凝灰岩製管玉の未製品が出土している奈良県布留遺跡［埋蔵文化財天理教調査団1995、大賀2022］も候補となる玉作遺跡の一つである(10)。ただし、緑色凝灰岩製の細長形管玉の生産規模が圧倒的に大きかったと考えられる奈良県曽我遺跡では滑石製以外の勾玉の製作が希薄であり［大賀2008］、緑色凝灰岩製勾玉の製作を積極的に想定することは難しい。

以上のように、緑色凝灰岩製勾玉は完成品の特徴からの想定および製作遺跡の確認状況から、曽我遺跡以外の畿内周辺の玉作遺跡において製作されたものと判断される。また、製作時から細長形の管玉と一体的に製作されていることや、碧玉製の勾玉や管玉と互換可能な存在であったことが確認できる。このことは、分配時におけるセット関係に示唆を与えるとともに、製作時期に関する判断を補強するという意味も持っている。

３．出土古墳に関する検討

緑色凝灰岩製勾玉の生産から副葬に至るまでのライフサイクルをモデル化し、その意義を評価していく上で、出土古墳の内容は重要な指針となる。また、共伴する玉類の組成は、副葬時期に関する認識の確実性を高めると同時に、ライフサイクルを反映する指標でもある。検討結果は表1にまとめて示す。

（1）資料批判

緑色凝灰岩製勾玉を出土した事例の中で、出土状況等に問題がある資料について、若干の確認作業を行っておく。

① 京都府金比羅山古墳［京都府教育委員会1965・2021］

中心埋葬である第1主体から勾玉4点、管玉約20点、ガラス小玉約30点、副次埋葬である第2主体から管玉17点が出土している。ただし、保管中に第1主体の管玉と第2主体の管玉は混合してしまっており、確実に分離することはできない。管玉は図化可能な24点と3点分の破片が現存している。当初から第1主体出土の管玉は総数が明確でないように、遺存状態が悪い個体が含まれていたらしいことや、出土状況写真から特に長大な管玉4点が含まれていることを確認できる。現存する管玉の中に長大な管玉が5点含まれており、これらを第1主体から出土した管玉であると推定するならば、良好に遺存する管玉の残余の多くは点数的に第2主体出土となろう。すなわち、第1主体の勾玉や管玉は緑色凝灰岩製勾玉や細長形の管玉が組成する中期前半的なセットであるのに対して、埋葬時

期が後続する第２主体の管玉は前期に通有の種類がほとんどを占めていた可能性が高い。加えて、第１主体から出土したガラス小玉は32点以上が確認でき、すべてコバルト着色で中アルミナタイプのカリガラス（Group PI）である。ただし、古墳時代の前半期に多い大型品ではなく、すべて直径が５mm以下の小型品である。すなわち、様相区分に位置付けるならば、弥生時代後期前葉に一般的な様相３に該当することになるが、標準的な変遷から外れた変則的なセットであると言える。

② 京都府離湖古墳［網野町教育委員会 1993］

丘陵の高まりを利用した古墳である。後世の改変によって墳形は確定できなかったと報告されるが、南北43.4 m × 東西34.0 mの規模を持つ長方形のプランを持つ方墳であると考えられる。墳丘の北側と南側において、樹立した状態で埴輪が検出されている。北側では直線的、南側では円弧を描くように配置されている。墳丘上では２基の埋葬施設が検出されているが、切り合い関係では前後関係は判断できない。南北の埴輪列に対してほぼ中央に位置するのは第１主体で、第１主体のみ長持形石棺を直葬するが、墓壙の大きさは第２主体の方が大きい。第１主体からは小鋲タイプの三角板鋲留短甲や成立期の長頸鏃が出土しており、中Ⅲ期に比定される。樹立された円筒埴輪と時期的に整合している。

一方、玉類は第２主体から出土している(11)。第２主体の玉類には、棺底付近でまとまって出土した勾玉８点、管玉19点、ガラス小玉29点と、床面から遊離した状態で検出された勾玉２点と細身の管玉14点が存在する。床面から遊離した玉類は遺存状態が悪かったらしく、勾玉と管玉各１点しか報告の対象となっておらず、現存もしていない。確認できる報告対象となった勾玉８点には緑色凝灰岩製は１点しか含まれていないが、残りの２点も緑色凝灰岩製であった可能性が高い。また、ガラス小玉のうち28点は材質や色調が揃ったセットである。着色剤の判断が難しい色調であるが、銅とマンガンで着色された高アルミナタイプのソーダガラス製（Group SIIB）である可能性が高い。その場合、日本列島におけるガラスの材質組成の変遷からみた様相区分［大賀 2020］における指標要素を含まないセットとなる。

第２主体からは石釧１点や、前期後半に通有の緑色凝灰岩製の太形管玉が出土しており、一見すると第１主体よりも先行する埋葬であるように見える。しかし、銅・マンガン着色のGroup SIIBは、離湖古墳例とよく類似した資料が福島県灰塚山古墳第１主体［辻 2023］から出土しており、他例も中Ⅳ期以降に増加する。以上の検討から、中心埋葬は第１主体であり、第２主体は第１主体よりも後続しつつ、近接した時期の埋葬施設であると判断した。

（２）出土古墳の様相

緑色凝灰岩製勾玉が副葬された古墳の内容としては、墳形と規模を表示した。墳丘の遺存状況が不良なために墳形や墳丘規模に曖昧な点を残す資料や、墳形や墳丘規模が報告されていない資料を含む。また、区画表示が確認できない土壙墓や箱式石棺墓等も少なくない。ただし、本稿の考察においては、それぞれの地域において副葬時期における最大規模墳となるような大型の前方後円墳、帆立貝形墳や大型円墳のような中間層の古墳(12)、小型の円墳や墳丘区画を持たない埋葬施設、といった３層程度の階層構造を念頭に置くことから、以上のような不確実性は捨象できる。また、詳細が報告されていない資料に関しては該当する欄を空白としているが、中間層以上に該当する有力古墳は含んでいない。

緑色凝灰岩製勾玉が副葬された古墳の墳形や墳丘規模は極めて多様である。最上位の階層に位置付けられる古墳としては、百舌鳥大塚山古墳、群馬県白石稲荷山古墳［群馬県 1936］、広島県三ツ城古

墳（図１－①）［広島県教育委員会 1954、財団法人　東広島市教育文化振興事業団 2004］が挙げられる。中間層に位置付けられる古墳には、静岡県兜塚古墳［平野 1960］、京都府私市円山古墳［財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1989］、大阪府鞍塚古墳［末永 1991］、兵庫県茶すり山古墳［兵庫県教育委員会 2010］などが存在する。しかし、出土古墳の約 3/4 は小型の古墳や墳丘区画を持たない埋葬施設である。

また､全体の約４割に相当する古墳では複数の埋葬施設の存在が確認もしくは想定されることから、緑色凝灰岩製勾玉が副葬された埋葬施設の位置についても検討を行った。本稿では古墳の築造の契機となった埋葬施設が中心埋葬であると理解しており、埋葬の順序が最初であることや墳丘区画に対して中心に近い位置に設置されることを重視しつつ、埋葬施設の規模を加味して中心埋葬と従属埋葬を判断している。二つの埋葬施設の内容がほとんど同等で、同時埋葬された可能性が高い兵庫県馬場 17 号墳や、遺存状況の問題から判断が困難であった静岡県神明社上１号墳［浜北市教育委員会 1975］も存在するが、少数例に留まる。結果としては、中心埋葬に副葬された場合と従属埋葬に埋葬された場合が混在することが判明した (13)。従属埋葬に副葬された事例の方がやや多いが、統計学的な揺らぎの範疇である可能性を否定できない。中間層以上の有力古墳に限定すると、従属埋葬に副葬される割合が高まることから、一定の有意性を認めるべきかもしれない。ただし、従属埋葬に副葬された場合でも、宇治二子山北墳、御獅子塚古墳、百舌鳥大塚山古墳、茶すり山古墳では帯金式甲冑が共伴している。緑色凝灰岩製勾玉が倭王権から配布されたものであるならば、併せて配布された可能性が高い帯金式甲冑を共伴することから、必ずしも被葬者が劣位であることを示す事象ではないと考えられる。倭王権からの器物の配布が王権内における職掌や王権からの評価を示すものであるならば、在地社会における集団構造を反映する可能性が高い埋葬位置に示された序列との不一致の問題として検討していくことができよう。

もう一つ指摘しておく。中間層以上の有力古墳からの出土例は広島県三ツ城古墳を西限とする。特に、北部九州周辺においては比較的多くの出土例を認めるが、古墳としての内容は目立つものではない。当該地域において、緑色凝灰岩製勾玉が副葬される時期に比定される有力古墳の調査例が乏しいだけの可能性も否定できないが、留意しておきたい。

（３）副葬された玉の組成

まず、緑色凝灰岩製勾玉に関しては、ほとんどが１～２点ずつの出土である。３点以上出土したのは京都府今林６号墳［財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1997］､宇治二子山北墳､私市円山古墳､鞍塚古墳、兵家５号墳の５例しか確認できない。副葬された玉類の全容が把握できない事例も少なくないことから、本来はさらに多かったことが見込まれるが、１～２点での使用が基本形態であったことが窺われる。また､５例の中に中間層に位置付けられる古墳が３例含まれている点が留意されるが､副葬個数と階層性には強い相関関係は認められない。丁字頭勾玉と素頭の勾玉の相異に関しても、階層性との相関は見出せない。

約６割の事例ではガラス小玉の共伴が認められる。中期前半（中Ⅰ期～中Ⅱ期）に比定される事例においては、ほとんどが様相７に位置付けられる組成を持つ (14)。様相７以前の組成を示すのは、前述した金比羅山古墳を除けば、広島県板迫山１号墳（様相６）［広島県教育委員会 1982］と佐賀県久保泉丸山２号墳（様相５）［佐賀県教育委員会 1986］のみである。変則的な板迫山１号墳と久保泉丸山２号墳では、それぞれ１点および３点しかガラス小玉が出土しておらず、新規のガラス小玉の獲得がなかったことが要因であったと考えられるので、緑色凝灰岩製勾玉は、時期的に対応する様相７のガラ

ス小玉と強く結び付いて流通していたことが判る。

一方、中期後半（中Ⅲ期～中Ⅳ期）に比定される事例に関しては、慎重な評価が求められる。当該期における最新相のガラス小玉は、中Ⅲ期は様相８、中Ⅳ期は様相９であるが、様相８に帰属するガラス小玉は流通量がやや少なく、様相７から様相８への転換は不徹底であるのに対して、様相９を特徴付ける植物灰タイプのソーダガラス製小玉（Group SIIIB）は流通量が大量であるために、速やかに各地の古墳に副葬されたガラス小玉の組成に反映されることが知られている［大賀 2020］。この点を念頭におけば、第一に、中期後半に比定される緑色凝灰岩製勾玉の出土古墳の多くは中Ⅳ期まで降らないことが帰結する。第二に、様相７のガラス小玉と共伴する事例に関しては、次に述べる管玉の組成も加味すると、中期前半に形成されたセットが中期後半になって副葬されたものと判断される。

後期に入ると、ガラス小玉の組成の様相変化との単純な対応関係が回復する。すなわち、後期前半（後Ⅰ期～後Ⅱ期）の事例は様相９へと移行する。後期後半（後Ⅲ期～後Ⅳ期）に比定される事例のほとんどは横穴系の埋葬施設から出土しており、追葬の影響を無視できない。しかし、後出する古墳を中心に植物灰タイプのソーダガラス製でも非対称な引き伸ばし法で加工された特徴的なガラス小玉（Group SIIIC）が混在するようになり、様相 10 に位置付けられる。すなわち、時間の経過とよく対応している [15]。

ガラス小玉以外の玉類に関しても、組成的な把握が必要である。特に、緑色凝灰岩製勾玉と同一遺跡において製作されている細長形の緑色凝灰岩製の管玉との関係は重要である [16]。この点を前提として、出土した玉類の組成を次のように類型化した。緑色凝灰岩製勾玉と石材や法量が揃った細長形の緑色凝灰岩製管玉の単位資料がセットとなる事例を「●」とした。また、共伴する細長形の管玉の単位資料が滑石製であると考えられる事例に関しては、「●（滑）」として区別しておいた。同じ細長形の管玉でも、緑色凝灰岩製と滑石製では生産や流通の様相に相違が認められる可能性があるためである。ただし、該当例は内田山 B2 号墳と長野木戸 13 号墳に限られる。次に、細長形の緑色凝灰岩製管玉を共伴するが、点数が数点しか存在しないか、石材や法量が雑多で、他に共伴する玉類の種類も中期前半までの種類に限定される場合は「△（+）」とした。一方、細長形の緑色凝灰岩製管玉を共伴しない事例に関しては、共伴する玉類の種類が中期前半までの種類に限定される場合は「△（−）」、中期後半以降に新出する種類が共伴する場合は「×」、共伴する玉類がなく、緑色凝灰岩製勾玉のみが副葬されている場合は「単独」とした。また、発見の経緯から、いずれの類型に帰属するか判断が困難ないくつかの事例に関しては空欄にしてある。

以上の類型区分と出土古墳の時期の関係を見ると、緑色凝灰岩製勾玉が製作されていた中期前半においては約 2/3 の事例が「●」もしくは「●（滑）」となる。すなわち、緑色凝灰岩製勾玉のみが単独で流通することが皆無であったとまでは断定できないが、細長形の管玉とセットで配布されることが原則であったと判断できる。すなわち、類型「●」もしくは「●（滑）」は最初に配布された時のセット関係を基本的に維持したまま副葬されたものである。一方、以上の判断が首肯されるならば、「△（−）」「×」「単独」の各類型は、類型「●」から緑色凝灰岩製勾玉のみが抜き出され、異なる由来を持つ玉類と混合されたものということになる。類型「△（+）」に関しては、論理的には両方の可能性が考え得るが、表１の該当例に関しては、細長形の緑色凝灰岩製管玉を１～２点ずつしか共伴していないことから、多くは最初に構成されたセットの一部が抜き出されたものであると考えている [17]。

中期後半にも、中Ⅲ期に限定できる事例を中心に類型「●」が残存している。ただし、中期後半の類型「●」においては、中期前半に流通した玉類のみが副葬された神明社上１号墳、兵家５号墳、大阪府西光寺山古墳［楢崎・上田 1951］だけではなく、中期後半に新出する玉類が加わった向山１号墳

（ガラス小玉）、離湖古墳（ガラス小玉）、御獅子塚古墳（滑石製玉類）が存在する点は留意しておく必要がある。一方で、類型「×」も出現している。類型「×」においては、ガラス小玉の組成が新相の様相８もしくは様相９となり、細長形の管玉も全く共伴していない。さらに、後期に関しては、緑色凝灰岩製勾玉が単独で出土した和歌山県寺内18号墳［和歌山市教育委員会1967］を除くと、すべて類型「×」となる。後期に比定される類型「×」においても、現状、細長形の管玉を共伴するものは存在しない。すなわち、中期前半に構成されたセットから、緑色凝灰岩製勾玉のみが抜き出され、中期後半以降に成立した玉類のセットに付加された類型であると考えられる。

４．緑色凝灰岩製勾玉の配布

前章までに詳述したように、緑色凝灰岩製勾玉は形態的な凝集性が高く、時期的には中Ⅰ期〜中Ⅱ期、長く見積もっても中Ⅲ期までの比較的短期間しか製作されていないことが確認できた。また、王権膝下の大規模玉作遺跡である曽我遺跡における製作は明確ではないが、山陰系の玉作工人の関与によって畿内の玉作遺跡で製作されたものであることも確実である。すなわち、日本列島の各地域において出土した緑色凝灰岩製勾玉は畿内から流通したものである。現状では、やや分散的な生産状況であるが、次に見るように、定型的なセットとして各地へ流通していることは、それが倭王権による「配布」と評価できる流通形態であったことを示していると考えている。

（１）空間的分布

すべての資料を全体的に見た場合、空間的分布は東北北部から九州南部にまで及ぶが、分布には明確な粗密が存在する（図２）。すなわち、畿内周辺に最も集中し、全体の約４割に達する緑色凝灰岩製勾玉が出土している。続いて集中するのは近畿北部と北部九州であり、両地域の出土事例を合わせると畿内周辺における出土事例に匹敵する。それ以外では、静岡県東部にやや集中することと、山陽地域に散見される程度である。その他の地域では極端に希薄な分布を示すか、全く該当事例が知られていない。すなわち、同様な時期において倭王権から配布されたと考えられる器物であり、実際に同一古墳において共伴することも多い帯金式の革綴短甲の分布状況［橋本・鈴木2014、川畑2015］と比較すると、基本的な傾向は共通するが、地域的な粗密の差異が極端に発現している。

（２）配布対象

配布の対象や保有の主体について検討するために、同一の古墳群において複数の緑色凝灰岩製勾玉が出土している事例を対象に、セットとしての比較を行った。対象となるのは、器物の伝世におけるモデル化の基準資料とされた大阪府の桜塚古墳群［森下1998］に所在する豊中大塚古墳と御獅子塚古墳（図１−③）、同じく大阪府下の古市古墳群内において独自的な様相を発揮する道明寺古墳群［木村2018］に所在する盾塚古墳と鞍塚古墳、群馬県の白石古墳群に所在する白石稲荷山古墳と十二天塚北古墳［藤岡市教育委員会1988］、兵庫県長野木戸古墳群内の12号墳と13号墳の４組８基である。ただし、この４組は埋葬時期や階層関係の組合せが異なる点は留意しておかなければならない。

緑色凝灰岩製勾玉自体は異同の判断が困難であることから、セットとなる管玉から検討を行う。各古墳に副葬された管玉には、類型「△（＋）」に帰属する長野木戸12号墳を除いて、石材や法量にまとまりを示す細長形の管玉が１〜２セット副葬されている。他に、孤立的な細長形管玉や分類的な種類が異なる管玉を共伴することもあるが、それらは捨象した(18)。結果は図３に示す。ただし、長野

図２　緑色凝灰岩製勾玉の流通状況

木戸古墳群例に関しては 12 号墳例が緑色凝灰岩製であるのに対して、13 号墳例は滑石製であることから、プロットを省略した。

以上の検討から、いずれの組においても、同一の古墳群内から出土した細長形管玉の規格は合致しないことが確認できる。類似するように見える盾塚古墳の単位資料②と鞍塚古墳の管玉に関しても、直径のまとまりがやや異なっている。すなわち、同一の古墳群から出土した緑色凝灰岩製勾玉と細長形のセットであっても、元々、単一のセットを構成していたものが分割されたわけではないのである。さらに、蓋然性で言えば、類型「●」に位置付けられる整ったセットに関しては、個人を単位とした

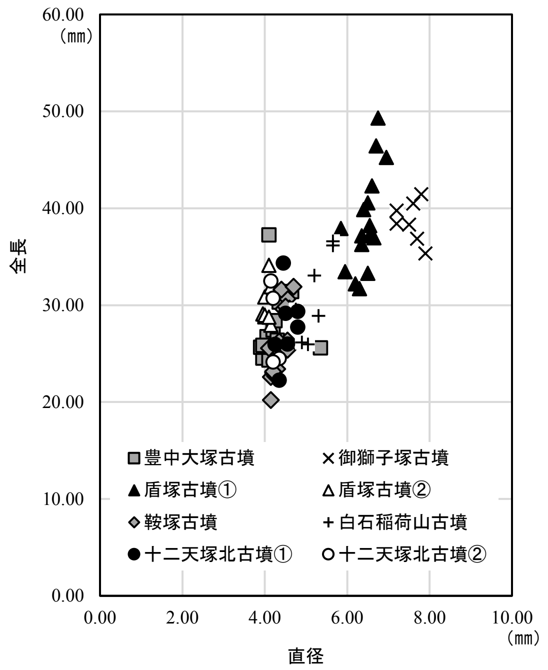

図３　緑色凝灰岩製勾玉 とセットとなる細長形管玉

活動において入手された可能性が高いと考える。この判断は、岩本［2020］や鉄鏃を対象として分析を行った川畑［2015］の理解を追認するものである。

５．伝世品の認定

本章においては、緑色凝灰岩製勾玉の副葬例の中から伝世品の認定を行う。有力な手掛かりとなる認識が二つ存在する。第一は、製作の終焉以降に副葬されるという事実である。緑色凝灰岩製勾玉の場合には中Ⅲ期における製作の不在を断定することが難しいことから、中Ⅳ期以降に副葬される事例が候補となる。第二は、第４章で行った類型区分である。以上の二つの認識から、伝世現象における時間経過の長さと保有者の変化という二つの側面を区別しながら、伝世品を認定してみたい。

結論からいうと、類型「●」および「●（滑）」に帰属する事例に関しては、伝世品であると判断することは困難である。これらの事例に関しては、配布時に構成されたセット関係の全体もしくは大部分が維持されたまま副葬されており、製作もしくは配布から副葬までの間における認識可能な時間の経過も存在しないからである (19)。中期後半に降るいくつかの事例に関しては、中期後半に入った後に新しい種類の玉類が付加されているが、所有者の活動期間中に獲得されたものが加わったものとして充分に理解できる。

類型「●」および「●（滑）」に帰属する事例に関して注目されるのは、時期的な凝集性である。８割以上の事例が中Ⅰ期～中Ⅱ期の間に副葬されている。個々のセットが製作された時点を特定することは困難であるとしても、現在の時期区分の解像度において製作と同時期か、その次の時期には副葬されているということである。製作から２段階以上経過してから副葬された可能性が高い事例は、中Ⅳ期に降る向山１号墳に限定される。中Ⅲ期～中Ⅳ期に比定される事例のいくつかも、統計学的には加わる可能性があるが、事例全体の中では非常に限定的である。

加えて、類型「●」もしくは「●（滑）」に帰属する事例の中に、後期以降に副葬された事例が全く見出せない点にも注意しなければならない。論理的には、そのような事態は充分に成立可能であるからである。実態としては、最初の配布時におけるセット関係が保持されるような長期間におよぶ安定的な所有は、ほとんど発現しないような例外的事象であることが判明する。

反対に、類型「×」に関しては、配布時のセットから緑色凝灰岩製勾玉１点のみが抜き出され、相当な時間経過の後に、副葬されたものであることから、時間経過の長さと保有者の変化のいずれの観点から見ても伝世品であると判断できる。該当する事例が、中Ⅲ期～中Ⅳ期には既に出現している。さらに、後期以降に関しては、変則的な類型「単独」となる寺内 18 号墳を除くと、すべての事例が類型「×」、すなわち伝世品となる。

類型「△（＋）」および類型「△（－）」に関しては、いずれも最初の配布時におけるセット関係を保持しておらず、その一部が抜き出されたものであると考えられた。一方で、該当する事例の多くが中Ⅰ期～中Ⅱ期に比定される古墳において副葬されている。副葬までの時間経過に関しては、伝世品

と評価できるほどの長期間を見込むことができないのである。すなわち、伝世品に含めるか否かは、「伝世」の定義次第ということになる。

本稿においては、定型的なセットとして配布された可能性が高い緑色凝灰岩製勾玉を分析対象としたことから、以上のような状況を把握することができた。しかし、古墳時代の銅鏡をはじめとする多くの器物は単独で配布、もしくはその後の所有者の交代が発生している可能性が高い。その場合、所有者の交代を経験科学的に議論することが極めて困難である。言い換えれば、時間経過の長さを重視する分析方法には実際的な利点が存在する。以上の判断から、類型「△（+）」および類型「△（−）」の多くは伝世品から除外し、緑色凝灰岩製勾玉の製作の終焉以降に副葬された事例に関してのみ、伝世品である可能性を認めておくこととする。

６．緑色凝灰岩製勾玉における伝世現象

前章における検討によって、緑色凝灰岩製勾玉の出土例の中で伝世品であると判断される事例として、副葬時における玉類の組成を重要な手掛かりに、類型「×」に帰属する事例と、類型「単独」の中で副葬時期が降る１例を加えた 17 基の古墳から出土した 17 点を抽出した。本章では、この 17 基の古墳に副葬された 17 点の緑色凝灰岩製勾玉を主な対象としてさらに検討を行い、それらの存在様相の特質を確認したおきたい。

まず、該当事例は中期後半において、最初の保有者がその活動期間の中で保持し続けている状態である「長期保有」である可能性を否定できない事例と併存する形で、すでに存在している。また、後期に入るとすべて伝世品と判断できる事例によって占められる。すなわち、森下［1998］が提示した識別の基準は誤りではなかったが、注意を促されていたとおり、より早い時点から伝世が生じている点も同時に確認できる。

また、現状では、すべての事例において緑色凝灰岩製勾玉は１点ずつの副葬である。今後に追加される事例を含めて、すべてに該当する規則であるとは考え難いが、当初のセットから一部が抜き出されるような非対称な分割という形が一般的であることが推測される。また、伝世品は出土数全体の約 1/8 を占める。加えて、ほぼ同数の緑色凝灰岩製勾玉が類型「△（+）」または類型「△（−）」として中期前半の古墳に副葬されている。すなわち、少なく見積もっても全体の約 1/4 は最初に配布を受けた所有者とは異なる被葬者に伴って副葬されたということを意味している。緑色凝灰岩製勾玉は様々な玉類の中では最も単純な流通形態を示す種類である可能性が高いことを念頭に置けば、この比率は素朴な印象以上に高い割合であると言えよう。

次に、最終的に伝世品として副葬されるまでの中間の過程を考える。最終的には、緑色凝灰岩製勾玉１点のみが抜き出された状態で副葬されている。しかし、その前段階において、１～２点の緑色凝灰岩製勾玉と少量の細長形の管玉、加えて、同時共存するように流通したガラス小玉や滑石製玉類等を共伴する類型「△（+）」または類型「△（−）」に帰属する事例が中期前半には散見される。これらは、配布された当初のセットから抜き出された一部が、由来の異なる玉類と合算されることで成立した組成であると考えられた。とするならば、確実な伝世品と判断できる類型「×」に帰属する緑色凝灰岩製勾玉は、この一部抜き出しと合算のプロセスを２回以上、繰り返した結果として、成立したものであると判断できる。すなわち、先にも言及したように、伝世過程は、最初に構成されたセットが安定的に保持されるものではなく、セットの分割や所有者の交代という過程を反復的に経過するものであったと考えられる。

伝世品として副葬されるまでのプロセスと関連して、最終的な所有者となった被葬者の性格に関しても、一定の傾向が認められる。すなわち、寺内18号墳例が小規模な前方後円墳の中心埋葬という中間層に伴う副葬品である以外は、すべて小規模な円墳か、墳丘区画を持たない埋葬施設からの出土である。反対に、明確な伝世品であると断定できない緑色凝灰岩製勾玉が出土した中間層以上の有力古墳に関しては、出土の経緯からセット関係の全容が明確とは言えない京都府鏡山古墳［下村1897］、三重県佐久米大塚山古墳［松阪市史編さん委員会1978］、滋賀県塚越古墳［滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2004、甲賀市教育委員会2012］を除いて、すべて最初の配布対象者であった可能性であることを否定できない類型「●」となっている。また、伝世品であるか否かという判断が分かれるが、最初の配布対象者ではなかった可能性が高い類型「△（＋）」および類型「△（−）」に帰属する事例に関しては、すべて下位層に帰属する。以上の点から、伝世品となるまでの過程における所有者の交代は任意な移動ではなく、階層的上位から下位へというベクトル方向を持つものであったことが判る。

また、先行研究において注目されてきた首長系譜における器物の安定的な伝世の可能性についても検討しておく。まず、そもそも伝世した緑色凝灰岩製勾玉が有力古墳から出土した事例は寺内18号墳しか存在しない。寺内18号墳が存在する岩橋千塚古墳群では、前期後半から継続的に首長墓の築造が認められ、中期前半にも寺内63号墳のように緑色凝灰岩製勾玉を含んだ玉のセットの配布を受けていても違和感がないような内容を持つ古墳の存在も知られている。すなわち、寺内18号墳例のみは首長系譜内で伝世してきた緑色凝灰岩製勾玉が副葬された可能性を論理的には否定できないが、直接的な根拠があるわけではない。しかし、仮に寺内18号墳例が首長系譜内における伝世に該当するとしても、あくまで例外的な存在である。

首長墓とは言い難い古墳からの出土例ではあるが、他の出土例に関しても目を向けておくと、中期後半に比定される事例と後期前半以降の事例では状況が少し異なっている。中期後半の事例の場合、同一集団が造営したと考えられる中期前半に遡る墳墓の存在が確認される。例えば、福岡県島津・塚ノ元1号墳では、先行して築造された可能性が高い2号墳が隣接して存在している［遠賀町教育委員会1993］。しかし、後期前半以降に降る諸例に関しては、寺内18号墳を除いて、すべて後期以降に造営が開始される古墳群であり、首長系譜に該当しない地域集団にまで広げたとしても、同一集団内において伝世してきたと考えることはできない。

一方で、もう少し地域を広く考えると、注目すべき傾向が見出される。すなわち、伝世した緑色凝灰岩製勾玉が出土した古墳の周辺には、しばしば先行時期の出土例が認められるのである。例えば、福井県清王1号墳には法土寺19号墳［福井県教育庁埋蔵文化財調査センター2003］、静岡県明ヶ島15号墳［磐田市教育委員会2003］には兜塚古墳［平野1960］、佐賀県梅坂西ST0190［佐賀県教育委員会2002］には山浦6号墳［佐賀県教育委員会1973］のように、配布時のセット関係が維持されたまま副葬された中期前半に遡る事例が存在する。滋賀県波涛ヶ平3号墳［水口町立歴史民俗資料館1988］(20)に対しては、副葬時の玉の組成が明確ではなく、副葬時期も中Ⅲ期に降る可能性が高いが、塚越古墳が挙げられる。もう少し広い地域まで対象範囲を拡大すれば、大部分の事例に対して、同様な先行時期における副葬例を見出すことができる。例えば、唯一、複数の伝世品が確認されている兵庫県豊岡市内の諸例に対しては、京都府京丹後市や兵庫県朝来市に良好な出土例が存在する。むしろ、今後も先行する副葬例の出土が期待し難いのは青森県丹後平23号墳［八戸市教育委員会1991］だけと言う方が正確かもしれない。

緑色凝灰岩製勾玉の配布には顕著な地域的偏在性が存在することを考慮すれば、以上のような関係

性は明確に有意である。すなわち、緑色凝灰岩製勾玉が伝世する場合、単一の首長系譜や同一の地域集団内で継続的に保持されることはほとんど存在しないが、比較的近隣の集団への移動を経た後に副葬に至るという一般的なパターンが認められるのである (21)。

伝世が途絶する契機に関しても触れておく。確実な伝世品として副葬された緑色凝灰岩製勾玉は、中期後半および後期前半の出土例が３例３点であるのに対して、後期後半以降の出土例は 11 例 11 点を数える。各段階において玉類が副葬された古墳には相当な資料の蓄積が存在することから、以上の傾向には統計学的な有意性が認められる。こうした傾向に、各段階における古墳の築造数や玉類の副葬事例数の相異が影響している可能性は否定できない。ただし、中期後半以降に新たな緑色凝灰岩製勾玉の補給がない以上、社会に滞留している緑色凝灰岩製勾玉の総数は時期ごとに漸減しているはずである。にもかかわらず、築造されている古墳の総数に対して同程度の比率で伝世品の副葬が発生することは、伝世が途絶する契機が、後期後半の方が多く生起するということを意味している。予察的に言えば、この点は究極的には倭王権による玉類の配布の盛衰が相関していると考えている。共時的な比較では、倭王権との結び付きが弱い墳墓において伝世品の出現頻度が高いことが指摘されているが［谷澤 2020・2021・2022、斎藤 2021］、こうした対比は通時的な対比にも有効であるということである (22)。この問題に関しては、異なる種類の玉類における伝世の様相とともに再論の機会を持ちたい。

７．緑色凝灰岩製勾玉のライフサイクルに関するシナリオ

検討の内容が多岐にわたったことから、緑色凝灰岩製勾玉の製作から副葬までの過程と、その要点をシナリオとしてまとめておく。

緑色凝灰岩製勾玉は、おそらく古墳時代中期の中Ⅰ期〜中Ⅱ期、長く見積もっても中Ⅲ期までという比較的短い期間、山陰系の玉作工人の強い関与の下で、畿内の玉作遺跡において製作された。そして、併せて製作された緑色凝灰岩製の細長形管玉とセットとして倭王権から配布されたが、王権膝下の大規模生産遺跡である曽我遺跡においては製作の証拠が得られていない。やや分散的に製作されているように見える緑色凝灰岩製勾玉が斉一的なセットとして倭王権から配布されるという認識には、検討すべき課題が残されている。

緑色凝灰岩製勾玉と細長形の管玉から構成される斉一的なセットは、関東から九州までの広い範囲に配布される。地域的な偏在性が明確で、畿内周辺において濃密な出土が認められるほか、北部九州、近畿北部、静岡県東部周辺に集中する。配布対象は階層的に多様であり、各地域における最上位層と評価できる 150 ｍを超えるような前方後円墳から、墳丘区画を持たない埋葬施設までが含まれる。中間層以上の有力古墳被葬者への配布が優勢ではあるが、下位層への配布も少なくはなく、表現型としての差異化も図られていない。また、現状では中国地方西部以西においては、中間層以上の有力古墳からの出土を見ない点も留意される。

配布時のセット関係を維持したまま副葬され、被葬者が最初の配布対象者であった可能性を否定できない事例のほとんどは中Ⅰ期〜中Ⅱ期に比定され、少数が中Ⅲ期に降る。確実に中Ⅳ期以降に降ると断定できるものは１例に留まる。すなわち、一人の所有者が連続的に保持した時間は、現状における時期区分の解像度に対して、ほとんどが１段階〜２段階の範囲に収まり、３段階以上に及ぶ場合は非常に例外的であることが判る。

一方で、配布時のセットから一部を抜き出したものと考えられる数点の緑色凝灰岩製勾玉と細長形

管玉が副葬された古墳が、中期前半の間にすでに少なからず出現している。確実にこのような組成として副葬されたものはすべて下位層の古墳であることから、階層的な序列に従って分与されたものと考えられる。緑色凝灰岩製勾玉の製作が継続する間における事象であり、また必ずしも当初の所有者の死亡を契機とした移動であるとも論断できないことから、本稿では伝世事例には含めないが、器物が特定個人もしくは特定集団によって安定的に保持されるわけではないことを示す事象としては注目される。

また、緑色凝灰岩製勾玉が、配布時のセット関係を完全に失い、しかも中期後半以降に新出する種類の玉類のセットに混在した組成で副葬された事例が存在する。本稿では、こうした様相を持つ事例を伝世品と認定した。伝世事例は、当初の玉のセットから一部を抜き出し、由来が異なる玉のセットと混合するという過程を反復した結果として出現したものと考えられる。本稿において確実な伝世品であると判断した事例は、中期後半にはすでに出現しており、後期以降の出土例はすべてが該当する。また、確実な伝世品は緑色凝灰岩製勾玉全体の約 1/8 に相当し、当初の配布対象者から二次的に入手したが、あまり時間的な経過を経ることなく副葬された事例を加えると約 1/4 に達する。これが一般性を持つ様相であるならば、玉類の伝世現象が例外的であるとは言い難いであろう。

確実な伝世品である緑色凝灰岩製勾玉が出土した古墳には、そもそも有力古墳がほとんど含まれない。また、下位層までを含めて、中期前半に配布を受け、副葬まで集団内で継承されてきた可能性が残る場合まで拡大しても、該当する事例は中期後半に副葬されている数例に限定される。すなわち、長期的に伝世してきた緑色凝灰岩製勾玉は、同一の地域集団内で安定的に継承されてきたものではなく、他集団への移動を伴いながら伝世したものであることが判明する。一方で、伝世品が副葬された古墳の周辺には、伝世品とならないまま副葬された緑色凝灰岩製勾玉の出土が認められることが多い。すなわち、伝世中における所有者の交代は、比較的近隣の地域集団間で生じている可能性が高い。

収　束

本稿では、緑色凝灰岩製勾玉を対象として、製作から副葬までの過程を丹念に検討し、伝世品が生じる程度やその特質を述べてきた。結果として、確実な伝世品であると判断できる事例も少なからず存在するが、それは同一の首長系譜や地域集団内における安定的な保持ではなく、比較的近隣の地域集団への反復的な移動を伴うものであったと結論付けた。また、伝世が途絶する契機も偶然的な事象として生起するのではなく、それぞれの時期における社会的な状況に影響されて、多寡が変動するである点にも予察的に言及しておいた。今後は、他の種類の玉に関しても同様な傾向が見出されるか、確認していく必要があると考えている。

註

（1）　森下は、このフレーズの前で、「伝世鏡論で用いられた意味でとらえるなら」と限定している。ただし、異なる考古学的問題に対して、異なる「伝世」概念を採用する準備があるかは明確ではない。

（2）　森下［2022］は伝世現象の一類型として貨幣を挙げる。本筋からは外れるが、森下の枠組みでは固定的な所有者を持たず、本来の機能を果たしている貨幣がいつから伝世品へ転換するか、決めることはできないように思われる。

（3）　下垣［2013・2018］は、倭王権によって製作された仿製鏡に関しては「保有期間「中」」や「保有期間「大」」と考えられる事例が一般的ではないと明言している。

（４） 他に、広島県太田古墳［村上 1959、脇坂 1974］および香川県黒岩古墳［六車 1963］から出土した勾玉各１点も緑色凝灰岩製である可能性が高いと推定しているが、報文の記述が簡略で、実物資料の確認も困難であることから除外してある。また、以下の議論の目的から、表１では古墳の副葬品として出土したものに限定して集成した。網羅的な集成は行っていないが、集落域や祭祀遺跡から出土した事例も存在する。

（５） 京都府内田山 B2 号墳［財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 2007］例や奈良県新沢 48 号墳［奈良県立橿原考古学研究所 1981］例はやや歪な形状で、本文における記述を満たさない。しかし、偶発的に生じた形状である可能性を否定できないものであることから、集成に加えてある。こうした事例は寡少であり、判断の可否は以下の議論に影響するものではないと考えている。

（６） 本稿における時期区分および時期表現は大賀［2013］による。

（７） 古代の日本列島において流通するガラスの材質区分および時期的変遷に関する理解は、Oga and Tamura［2013］および大賀［2020］による。

（８） 当該資料の実見においては、田原本町教育委員会の藤田三郎氏から格別の御配慮を賜りました。厚く御礼申し上げます。

（９） 調査機関は古墳時代前期に遡る玉生産であると評価しているが［田原本町教育委員会 2015、唐古・鍵考古学ミュージアム 2021］、製作された玉類の構成からは、中期に位置付けてよいと考えている。

(10) 奈良文化財研究所の庁舎建て替えに伴う奈良県平城京右京一条一坊四坪・二条一坊一坪の発掘調査においても該当する資料が出土しているが、詳細に関しては報告書の刊行を待ちたい。当該の調査内容に関しては、奈良文化財研究所の神野恵氏から御教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

(11) 離湖古墳の発掘調査時における玉類の出土状況に関しては、与謝野町教育委員会の加藤晴彦氏から御教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

(12) 明確な基準値が存在したかという点には疑問が残るが、本稿では 30 m以上の規模を念頭に置いている。

(13) 大阪府郡家車塚古墳［高槻市教育委員会 1996］に関しては、後円部上に存在すると想定される中心埋葬の内容は明らかとなっていない。

(14) 言うまでもなく、各古墳から出土したガラス小玉の中に、様相６以前に流通した種類が少量混在することは少なくない。

(15) 兵庫県大師山 10 号墳の埋蔵施設は竪穴系横口式石室であり、築造時期が後Ⅳ期に降るとは考え難く、Group SIIIC は追葬に伴うものと考えられる。また、福井県清王１号墳［金津町教育委員会 1989］出土のガラス小玉はすべて鋳型で再生されたものである。加工の素材として Group SIIIB または Group SIIIC が利用されたと考えられるが、目視のみでは判別は困難であることから、表１では様相９～様相 10 としておいた。

(16) 碧玉製の細長形管玉も併せて製作されているが、表１で挙げた事例では茶すり山古墳および奈良県古宮谷１号墳［奈良県立橿原考古学研究所・菟田野町教育委員会 2005］において共伴する程度で、ほとんど出土しておらず、製作遺跡における様相と対応している。一方、碧玉製勾玉に関しては、共伴する事例がかなり多く、緑玉凝灰岩製勾玉とセットとして流通することも多かったことが窺われる。ただし、現状では、山陰地域において製作された碧玉製勾玉との判別が困難であることから、本稿では捨象している。

(17) 当初のセットを構成する細長形管玉の個数にどの程度の定型性が存在するかは未解決の問題である。そのため、出土した細長形管玉の個数がある程度まとまっている場合には、抜き出された側の部分ではなく、残された本体側に相当する類型「●」に含めておかざるを得ない。また、言うまでもないが、当初のセットから一部の玉を抜き出すという行為において、必ず緑色凝灰岩製勾玉を加える規則が存在したとは考えられない。本稿において取り上げた事例以外の中に、細長形の管玉のみが抜き出されたようなセットで副葬されたものがより多く存在することは確実である。

(18) 鞍塚古墳出土の管玉に関しては遺存状態が不良な資料が多く、単位資料のみを抽出することが困難であったことから、製作時の法量を計測できたすべての個体をプロットした。

(19) ただし、類型「●」もしくは「●（滑）」の中に伝世品が全く含まれないと主張しているわけではない点は明記しておく。緑色凝灰岩製勾玉の製作が中期前半に限定され、それが中期前半の中で副葬されたとしても、製作と副葬を特定の時点における出来事であると考えれば、伝世現象が生じるために充分な時間幅が存

在する。また、例えば、谷澤［2020・2022］が考察したガラス製管玉では、弥生時代後期前半に流入したＴＹⅢ型や製作されたＴＹⅣ型が本来のセット関係が基本的に維持されたまま前期古墳に副葬されたものが複数、存在している。これらのガラス製管玉の場合には、副葬までの時間経過が200年にも達することから、伝世品であることが確実である。

(20)　波涛ヶ平３号墳の緑色凝灰岩製勾玉は報告対象から除外された尾部の破片である。

(21)　より広い地域単位を念頭に置いたものであるが、弥生時代に製作されたガラス製の勾玉や管玉に関しても同様な傾向の存在が指摘されている［谷澤2020など］。

(22)　緑色凝灰岩製勾玉に関しても、共時的な比較における地域差も認められる。すなわち、確実な伝世事例は、最初の配布対象が最も濃密に分布する畿内の近傍では少なく、流通量が中程度の周辺地域に目立つ。

参考文献

井谷朋子　2019「古墳時代後期・終末期における玉類の「伝世」　―島根県内出土の碧玉製管玉をてがかりに―」『古墳時代の玉類の研究』島根県古代文化センター　pp.125-141

岩永省三　1987「伝世考」『東アジアの考古と歴史』中巻　岡崎敬先生退官記念事業会　pp.457-478

岩本　崇　2020『三角縁神獣鏡と古墳時代の社会』六一書房

上野祥史　2012「帯金式甲冑と鏡の副葬」『国立歴史民俗博物館研究報告』第173集　pp.477-498

上野祥史　2018「古墳時代における鏡の分配と保有」『国立歴史民俗博物館研究報告』第211集　pp.79-110

上野祥史　2022「金鈴塚古墳と古墳時代後期の社会」『金鈴塚古墳と古墳時代後期の社会の終焉』六一書房　pp.219-236

大賀克彦　2005「稲童古墳群の玉類について　―古墳時代中期後半における玉の伝世―」『稲童古墳群』（『行橋市文化財調査報告書』第32集）行橋市教育委員会　pp.286-297

大賀克彦　2008「古墳時代後期における玉作の拡散」『古代文化研究』第16号　島根県古代文化センター　pp.41-64

大賀克彦　2009「山陰系玉類の基礎的研究」『出雲玉作の特質に関する研究』島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター　pp.9-62

大賀克彦　2013「前期古墳の築造状況とその画期」『第13回播磨考古学研究集会の記録　前期古墳からみた播磨』第13回播磨考古学研究集会実行委員会　pp.61-96

大賀克彦　2020「ガラスの材質分類と時期区分」『古川登さん退職記念献呈考古学文集　いにしえの河をのぼる』『いにしえの河をのぼる』制作委員会　pp.55-64

大賀克彦　2022「布留遺跡出土の玉類と玉生産」『ここまで判った布留遺跡　―物部氏以前とその後―発表資料集』天理市観光協会　pp.59-63

唐古・鍵考古学ミュージアム　2021『古のアクセサリー工房　―十六面・薬王寺遺跡の古墳時代―』

川畑　純　2015『武具が語る古代史』京都大学学術出版会

木村　理　2018「盾塚・鞍塚・珠金塚古墳出土埴輪の検討とその歴史的評価」『待兼山考古学論集Ⅲ』大阪大学考古学研究室　pp.427-440

小林行雄　1955「古墳の発生の歴史的意義」『史林』第38巻第1号　史学研究会　pp.1-20

斎藤あや　2021「佐自塚古墳出土の玉類について」『茨城県石岡市佐自塚古墳の研究　―1963年発掘調査報告書―』明治大学文学部考古学研究室　pp.117-125

清水琢哉　2016「十六面・薬王寺遺跡第31次調査の遺物整理作業」『田原本町文化財調査年報24』田原本町教育委員会　pp.91-104

下垣仁志　2013「鏡の保有と「首長墓系譜」」『立命館大学考古学論集Ⅵ』立命館大学考古学論集刊行会　pp.189-201

下垣仁志　2018『古墳時代の国家形成』吉川弘文館

下垣仁志　2022『鏡の古墳時代』（『歴史文化ライブラリー』547）吉川弘文館

下村三四吉　1897「山城国大原野村鏡山古墳の発見品」『考古学会雑誌』第1編第4号　pp.182-185

谷澤亜里　2020『玉からみた古墳時代の開始と社会変革』同成社
谷澤亜里　2021「弥生時代後期から古墳時代前期にかけての玉類の伝世—翡翠製勾玉とガラス製勾玉の検討から—」『持続する志』上　岩永省三先生退職記念事業会　pp.297-317
谷澤亜里　2022「弥生・古墳時代の玉類にみる長期保有」『考古学研究』第69巻第2号　pp.28-41
辻田淳一郎　2007『鏡と初期ヤマト政権』すいれん舎
楢崎彰一・上田宏範　1951「和泉国泉南郡西光寺山古墳」『古代学研究』第5号　pp.22-25
橋本達也・鈴木一有　2014『古墳時代甲冑集成』大阪大学大学院文学研究科
平野和男　1960「磐田市一本松かぶと塚古墳出土遺物について」『古代学研究』第26号　pp.20-23
福島明恵　2014「東北地方の水晶製切子玉　—日本列島東北部の切子玉の特質—」『歴史遺産研究』第9号　東北芸術工科大学歴史遺産学科　pp.19-38
六車恵一　1963「大川郡内発見箱式石棺二例について」『文化財協会報』特別第6集　香川県文化財保護協会　pp.81-86
村上正名　1959「備後芦田川下流域の古墳群」『古代吉備』第3集「古代吉備」編集部　pp.10-26
森　浩一　2003「『失われた時を求めて』—百舌鳥大塚山古墳の調査を回顧して—」『堺市博物館報』第22号　pp.1-19
森下章司　1998「鏡の伝世」『史林』第81巻第4号　史学研究会　pp.1-34
森下章司　2022「鏡の伝世と集団」『考古学研究』第69巻第2号　pp.16-27
吉田東明・比佐陽一郎　2021「福岡県の天河石製玉類」『九州歴史資料館研究論集』46　pp.17-37
脇坂光彦　1974「福山市赤坂及び津之郷周辺の古墳について」『芸備』第2集　芸備友の会　pp.7-28
Oga, K., Tamura, T. 2013. Ancient Japan and the Indian Ocean Interaction Sphere: Chemical Compositions, Chronologies, Provenances and Trade Routes of Imported Glass Beads in the Yayoi-Kofun Periods (3th Century BCE – 7th Century CE). *Journal of Indian Ocean Archaeology*, 9. pp.35-65.

参考報告書

網野町教育委員会　1993『離山古墳・離湖古墳発掘調査概要』（『網野町文化財調査報告』第7集）
磐田市教育委員会　2003『東部土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告書』下巻
宇治市教育委員会　1991『宇治二子山古墳』（『宇治市文化財調査報告書』第2冊）
遠賀町教育委員会　1993『島津・塚ノ元古墳群』（『遠賀町文化財調査報告書』第6集）
金津町教育委員会　1989『清王1・2号古墳発掘調査報告書』
京都府教育委員会　1965『埋蔵文化財発掘調査概報（1965）』
京都府教育委員会　2021『金比羅山古墳発掘調査報告書』
群馬県　1936『群馬県史蹟名勝天然記念物調査報告』第3輯
甲賀市教育委員会　2012『古代甲賀の首長と副葬品』（『甲賀市史編纂叢書』第8集）
財団法人 大阪市文化財協会 2005『長原遺跡発掘調査報告XⅡ』
財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター　1989『京都府遺跡調査概報』第36冊
財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター　1997『京都府遺跡調査概報』第97冊
財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター　2007『京都府遺跡調査概報』第124冊
財団法人 東広島市教育文化振興事業団　2004『史跡　三ツ城古墳発掘調査報告書』（『文化財センター調査報告書』第42冊）
佐賀県教育委員会　1973『鳥栖市山浦古墳群』（『佐賀県文化財調査報告書』第21集）
佐賀県教育委員会　1986『久保泉丸山遺跡』（『佐賀県文化財調査報告書』第84集）
佐賀県教育委員会　2002『柚比遺跡群2　第3分冊』（『佐賀県文化財調査報告書』第150集）
滋賀県教育委員会・財団法人 滋賀県文化財保護協会　2004『泉塚越古墳』
末永雅雄　1991『盾塚　鞍塚　珠金塚古墳』
高槻市教育委員会　1996『嶋上遺跡群20』（『高槻市文化財調査概要』XXⅡ）

田原本町教育委員会　2015『田原本町文化財調査年報 23』
津市教育委員会　2005『稲葉古墳群・鎌切古墳群発掘調査報告』（『津市埋蔵文化財調査報告』44）
豊中市教育委員会　1987『摂津豊中　大塚古墳』（『豊中市文化財調査報告書』第 20 集）
豊中市史編さん委員会　2005『新修　豊中市史』第４巻　考古
奈良県立橿原考古学研究所　1978『兵家古墳群』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第 37 冊）
奈良県立橿原考古学研究所　1981『新沢千塚古墳群』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第 39 冊）
奈良県立橿原考古学研究所・菟田野町教育委員会　2005『古宮谷遺跡群』
西合志町教育委員会・迫原箱式石棺調査団　1983『迫原箱式石棺調査報告』（『調査報告』第２集）
八戸市教育委員会　1991『丹後平古墳』（『八戸市埋蔵文化財調査報告書』第 44 集）
浜北市教育委員会　1975『遠江内野古墳群』（『浜北市史資料』２）
兵庫県教育委員会　2010『史跡　茶すり山古墳』（『兵庫県文化財調査報告』第 383 冊）
広島県教育委員会　1954『三ツ城古墳』（『広島県文化財調査報告』第１号）
広島県教育委員会　1982『中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告（３）』
福井県教育庁埋蔵文化財調査センター　2003『法土寺遺跡Ⅱ』（『福井県埋蔵文化財調査報告』第 63 集）
藤岡市教育委員会　1988『伊勢塚古墳　十二天塚古墳』（『範囲確認調査報告書』Ⅲ）
埋蔵文化財天理教調査団　1995『布留遺跡三島（里中）地区発掘調査報告書』
松阪市史編さん委員会　1978『松阪市史』第２巻　資料編　考古
水口町立歴史民俗資料館　1988『波涛ヶ平古墳群』（『水口町文化財調査報告書』第４集）
若狭町　2015『若狭　向山１号墳』
和歌山市教育委員会　1967『岩橋千塚』

図表出典

図１：筆者撮影（所蔵は次のとおり）。①：広島大学考古学研究室・東広島市教育委員会、②：唐津市教育委員会、③：豊中市教育委員会、④：豊岡市。図２・図３・表１：筆者作成。